

## 空き家居住に対する住居手当の加算について（案）

## 1. 概 要

全市的な空き家対策推進の一環として、職員が要件に該当する神戸市内の空き家に居住した場合、現行の住居手当に加えて、新たに住居手当の加算額を支給する。

## 2. 改正内容

## (1) 支給要件

職員イントラネットに掲載された対象物件（登録空き家）に居住する場合に、住居手当の加算額を支給する。その他の支給要件・支給方法等は、従来の住居手当制度と同様とする。

## (2) 加算額

持ち家等の場合は、月額 10,000 円を加算（ただし、3年間に限る）し、借家・借間の場合は、月額 15,000 円を加算する。

（参考）

	市 内（登録空き家居住の場合）	市 外
持ち家等	4,000 円（14,000 円 <sup>※3年間</sup> ）	—
借家・借間	19,000 円（34,000 円）	15,000 円

## 3. 実施時期

令和 6 年 4 月 1 日